

# 中小企業の現状と課題（第4報）

## — PL法施行に伴う企業の対応状況について —

田 別 万左男\*

## The present condition and the problems in minor manufactureing enterprises — The countermeasure of enterprises to enforcement of “Law of Products Liability”

Masao TABUCHI

Today, The productivity of the industry in Japan is highly estimated world wide. The productivity in minor enterprises, however, is extremely low compared with that in major enterprises. Therefore, further improvement should be made.

In this report, the present condition of the problems in minor manufacturing enterprises, at Fukui prefecture, Isikawa prefecture, Toyama prefecture, Niigata prefecture, Gifu prefecture, and Nagano prefecture is statistically surveyed by means of a questionnaire system. In this time, problems of survey is countermeasure to enforcement of "Law of Products Liability", and they are 1.influence to product, 2.modification of products design, 3.modification of products explanation, 4.joining of Products Liability Insurance, 5.establisment of Products Liability Center.

### まえがき

現在、わが国製造業の生産性は世界的にも高く評価されている。しかし、わが国の中小工場の生産性は大企業に比して非常に低く、今後一層の向上が望まれている。

本報告は、わが国の中企業の実態の研究を目的とし、1989年度以降継続して実施している中小製造業の経営実態調査の一環としての調査報告である。なお、調査対象は北陸地方を中心として福井県、石川県、富山県、新潟県、岐阜県、長野県の中小製造業を対象として、前回と同様に郵送による留置式アンケート方式にて行った。また、今回の調査課題は、1995年7月1日に製造物責任法（PL法）が施行されたことに伴う企業の対応状況についての実態観察を目的として、1.自社製品への影響に対する認識状態、2.製品の設計変更等の実施状況、3.製品の表示変更等の実施状況、4.PL保険への加入状況、5.業界におけるPLセンター等の設置状況について調査し、経営実態調査の第4報としてまとめた。

\* 経営工学科

## 1. 調査状況の概要

### (1) 調査方法の内容

- a) 調査対象企業の所在地 : 福井県、石川県、富山県、新潟県、長野県。
- b) 調査対象企業の規模 : 従業員規模 1,000人未満の製造業。
- c) 調査の実施方法 : 留置式郵送アンケート方式
- d) 調査の実施期間 : 1995. 6.10. ~ 6.30.

### (2) 調査票発送・回収状況

- a) 調査票の発送・回収企業数 : 発送数300社、回収数183社（回収率61.0%）
- b) 発送・回収企業の地域別の内訳数 ----- (図1参照)
- c) 調査票回収企業の業種別の内訳数 ----- (図2参照)
- d) 回収企業の地域・業種別の内訳数 ----- (図3参照)

図1. 回収票の地域別内訳数  
(注)外枠の数字は発送数を示す

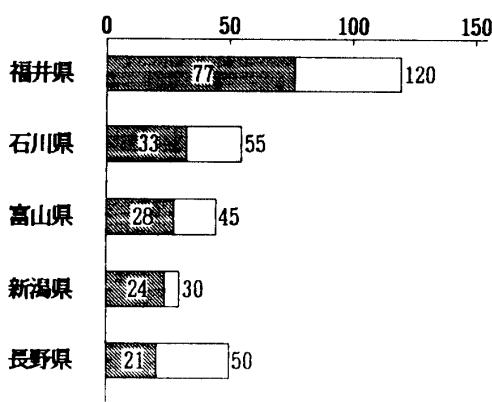


図2. 回収票の業種別内訳数

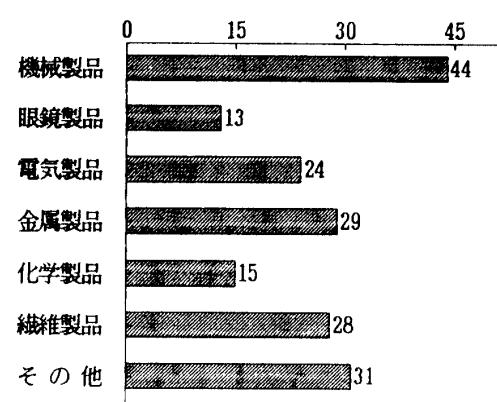
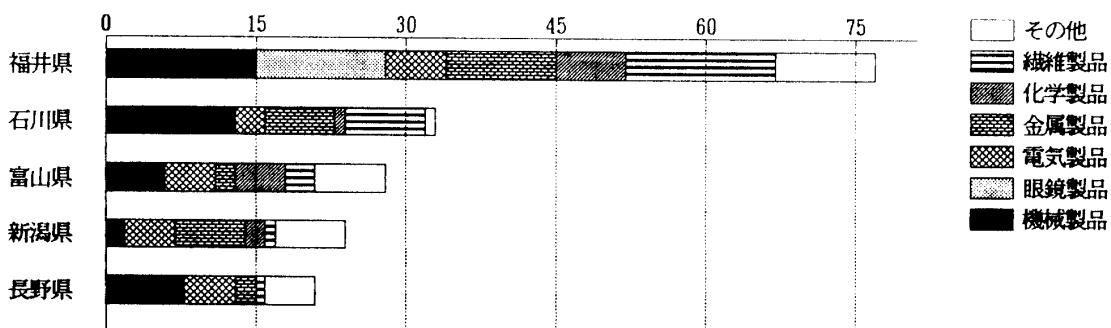


図3. 回収票の地域別業種別内訳数



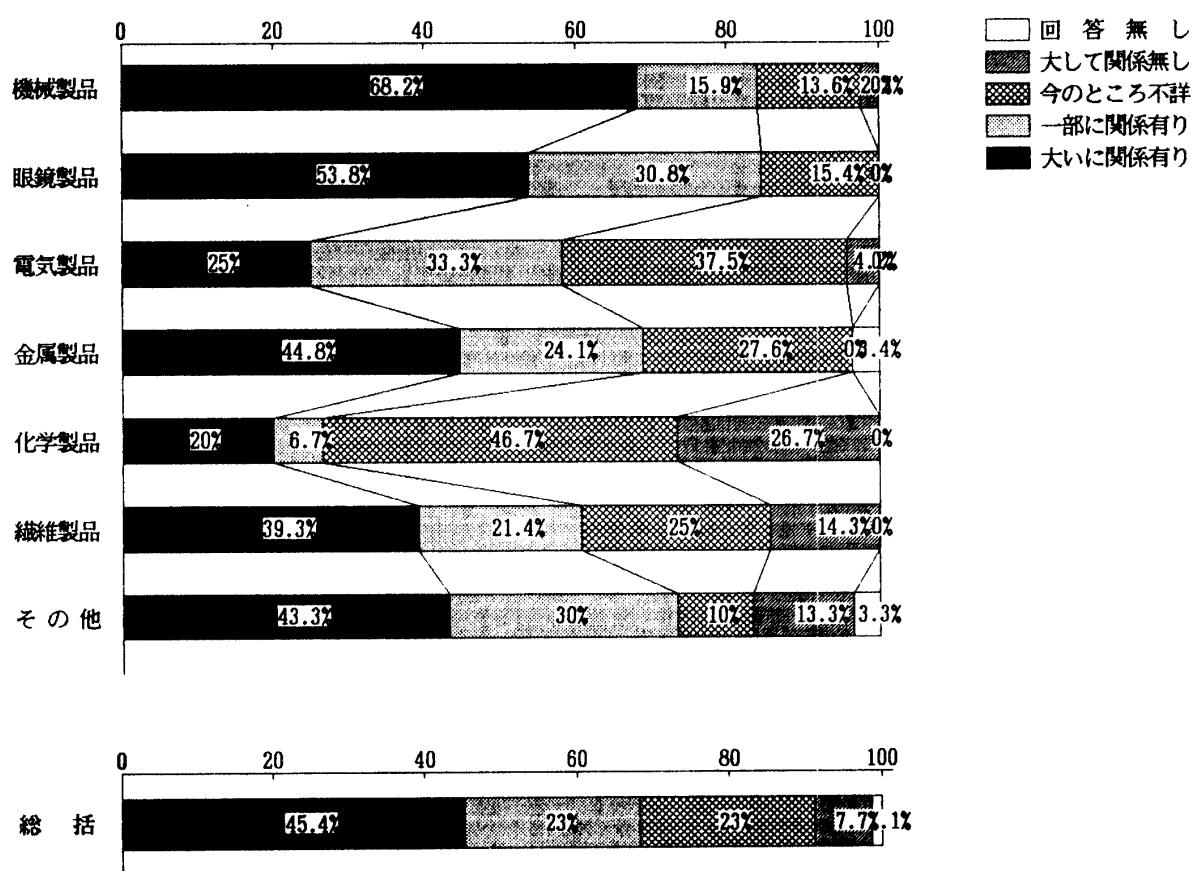
## 2. PL法と自社製品との関連性について

総合的には、大いに関連性があるとの回答を寄せている企業が45.4%、一部関連性ありとの回答を寄せている企業の23%を含めると、68.4%の企業が自社製品に関してPL法に関連があるとの認識をもっている。しかし、23%の企業は現在のところ詳細な関係についてはわからないとの見解をとっている。

また、業種ごとの特徴を見れば以下のとおりである。

- 1)最も関連性の認識の高いのは眼鏡製品製造業であり、84.6%の企業がPL法に対する関心をもっている。そして、機械製品製造業の84.1%がこれに次いでいる。
- 2)逆に最も関連性の認識の低いのは化学製品製造業であり、PL法に対する関連性を認識している企業は26.7%にとどまっている。そして反面、関連性が不詳であるとの回答企業が46.7%あり、他の業種にくらべて最も高い数値を示している。

図4. PL法と自社製品との関連性について



### 3. P L法対策としての製品の設計変更

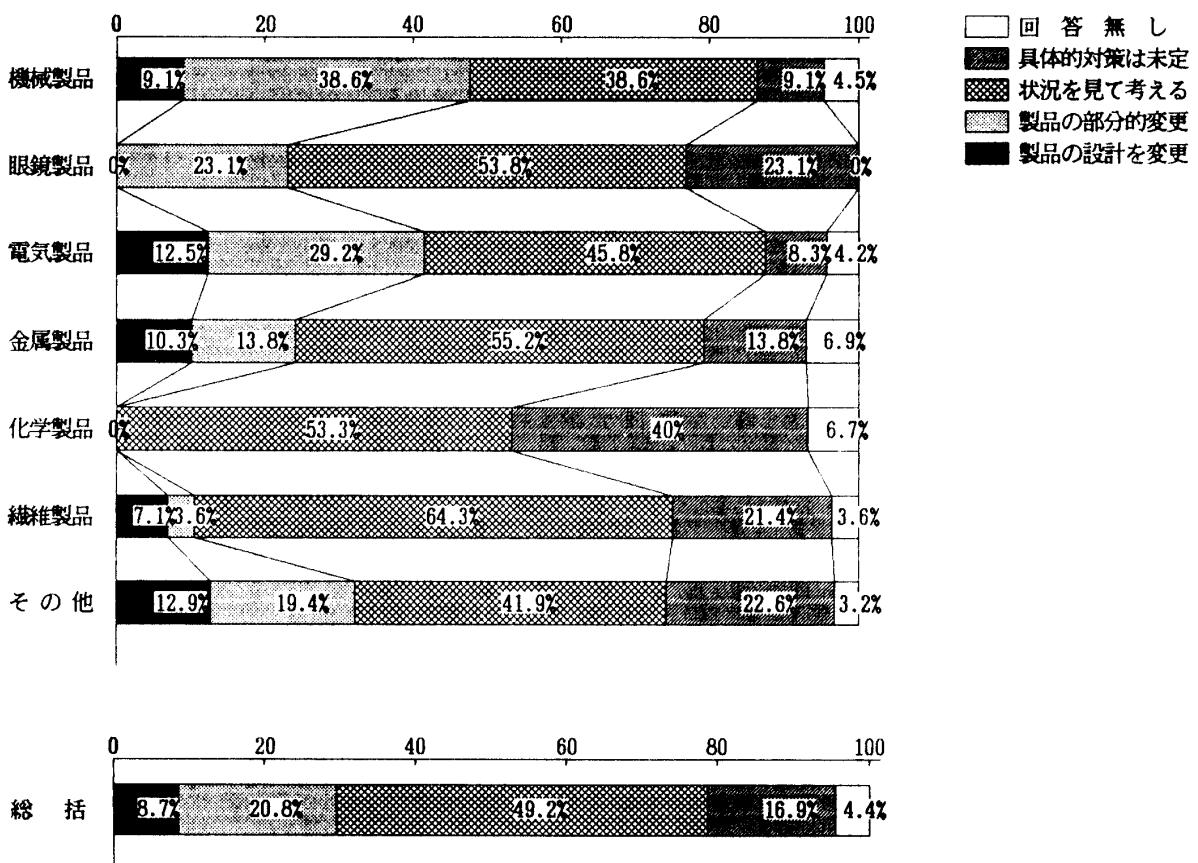
総合的には、既に製品の設計変更の実施を具体化している企業は、29.5%と非常に低い状況であり、今後の状況を見て考へるとの回答を寄せている企業が、49.2%と非常に多い。これは、現在の自社製品について基本的には安全性を害するような欠陥の発生が予想されないとの見方にたっているものと考えられる。

また、業種ごとの特徴を見れば以下のとおりである。

1) 製品の設計面について具体策を実施していると回答した企業の最も多いのは、機械製品製造業の47.7%であり、次ぎに電気製品製造業が41.7%と続いている。

2) 逆に最も低いのは化学製品製造業であり、具体的実施企業はなく、また、今後の状況により必要であれば検討する意向の企業が93.3%と製品の特殊性を示している。また、同様に繊維製品製造業も85.7%の企業が今後の検討課題としている。

図5. P L法対策としての製品の設計変更



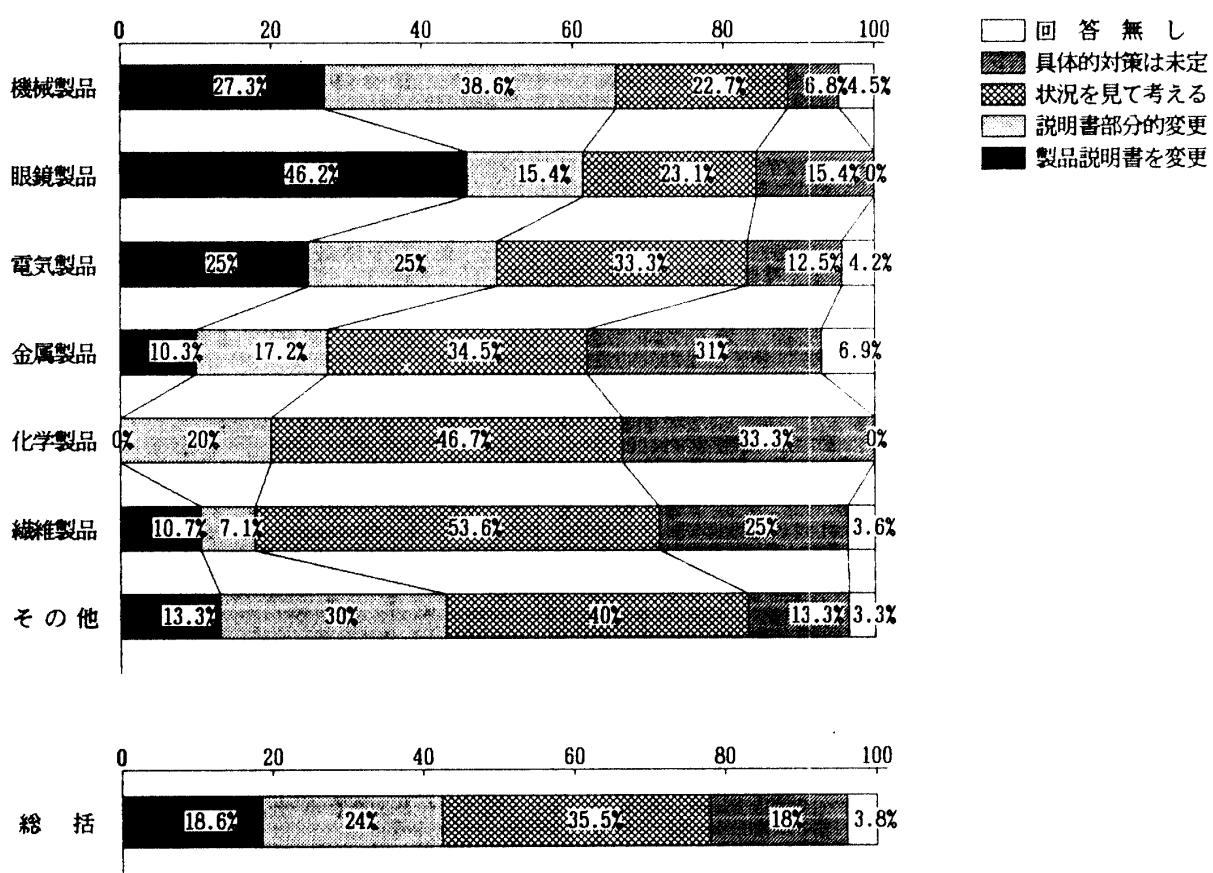
#### 4. PL法対策としての製品説明書の改正

総合的には、既に製品の説明書の変更・改正等を具体化している企業は、42.6%と約半数の企業が何等かの対策を実施している状況であり、今後の状況を見て考へるとの回答を寄せている企業が、35.5%となっている。製品の使用等に関する表示・警告の不備に対しての処置については顕著な傾向はみられない。

また、業種ごとの特徴を見れば以下のとおりである。

- 1) 製品の説明書の変更・改正等について、比較的実施企業の多いのは眼鏡製品製造業であり、61.6%を示している。やはり身につける消費財としての特殊性によるものであろう。
- 2) 逆に実施企業の少ないのは化学製品製造業と繊維製品製造業であり、それぞれ20.0%、17.8%となっている。これは製品の特殊性によるものと見られ、約半数の企業が今後の状況を見て対処するとの見解をもっている。

図6. PL法対策としての製品説明書の改正



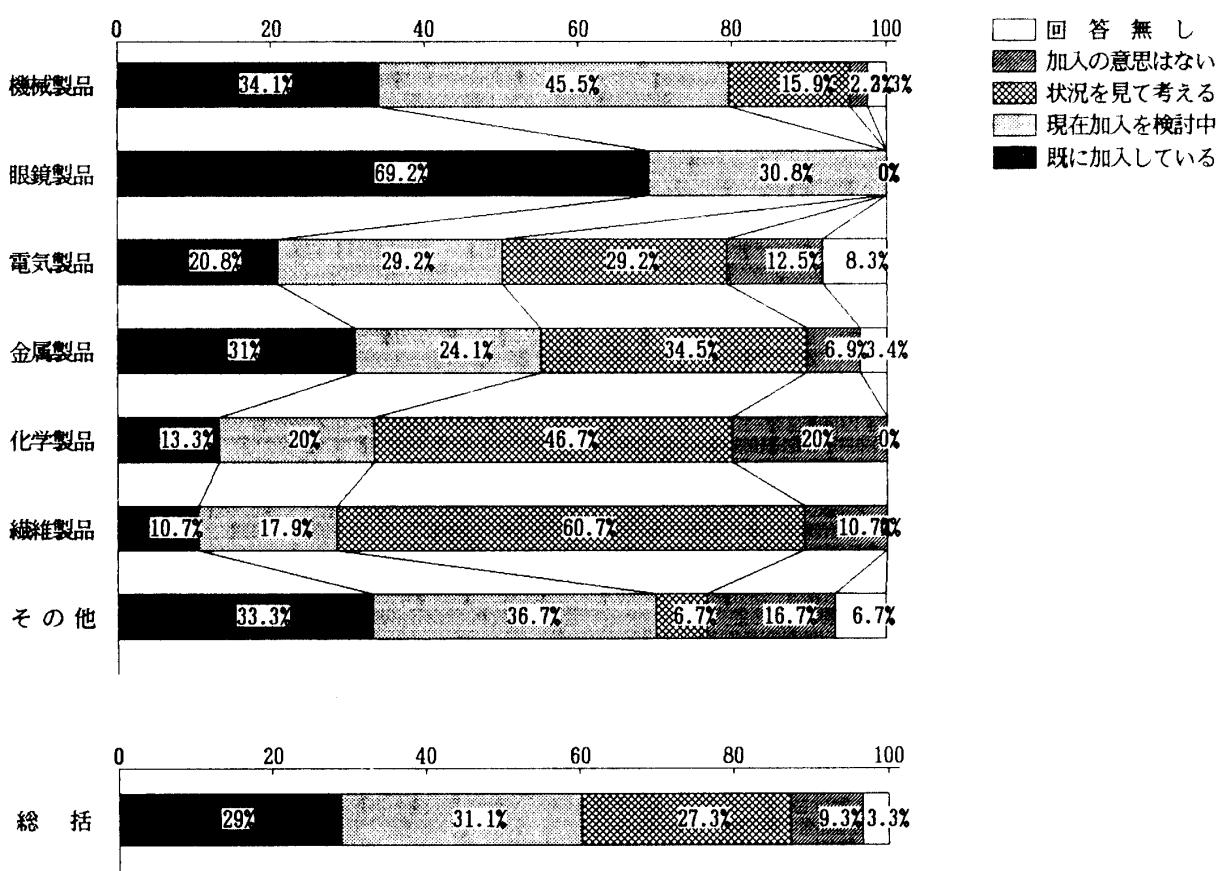
### 5. PL法対策としてのPL保険への加入

総合的には、既に加入済みと、加入検討中の企業を合わせた比率は、60.1%と半数以上の企業がPL保険への加入を一応の対策と考えている企業が多いことがうかがえる。しかし、今後の状況を見て考えると回答している企業の割合も27.3%あり、やや分化した状況である。

しかし、業種ごとの特徴を見れば以下のとおりである。

- 1)眼鏡製品製造業においては、既に加入済みか、または加入検討中との回答を寄せている企業を合わせた比率が100.0%を示している。言うまでもなく製品の特性によるものとは思われるが、非常に高い関心を見せている。
- 2)逆に加入比率の低いのは化学製品製造業と繊維製品製造業であり、検討中の企業を含めての回答比率は、それぞれ33.3%、28.6%となっている。やはり製品の特性によるものと見られるが、約半数以上の企業が今後の状況を見て対処するか、加入の意思はないと回答している。

図7. PL法対策としてのPL保険への加入



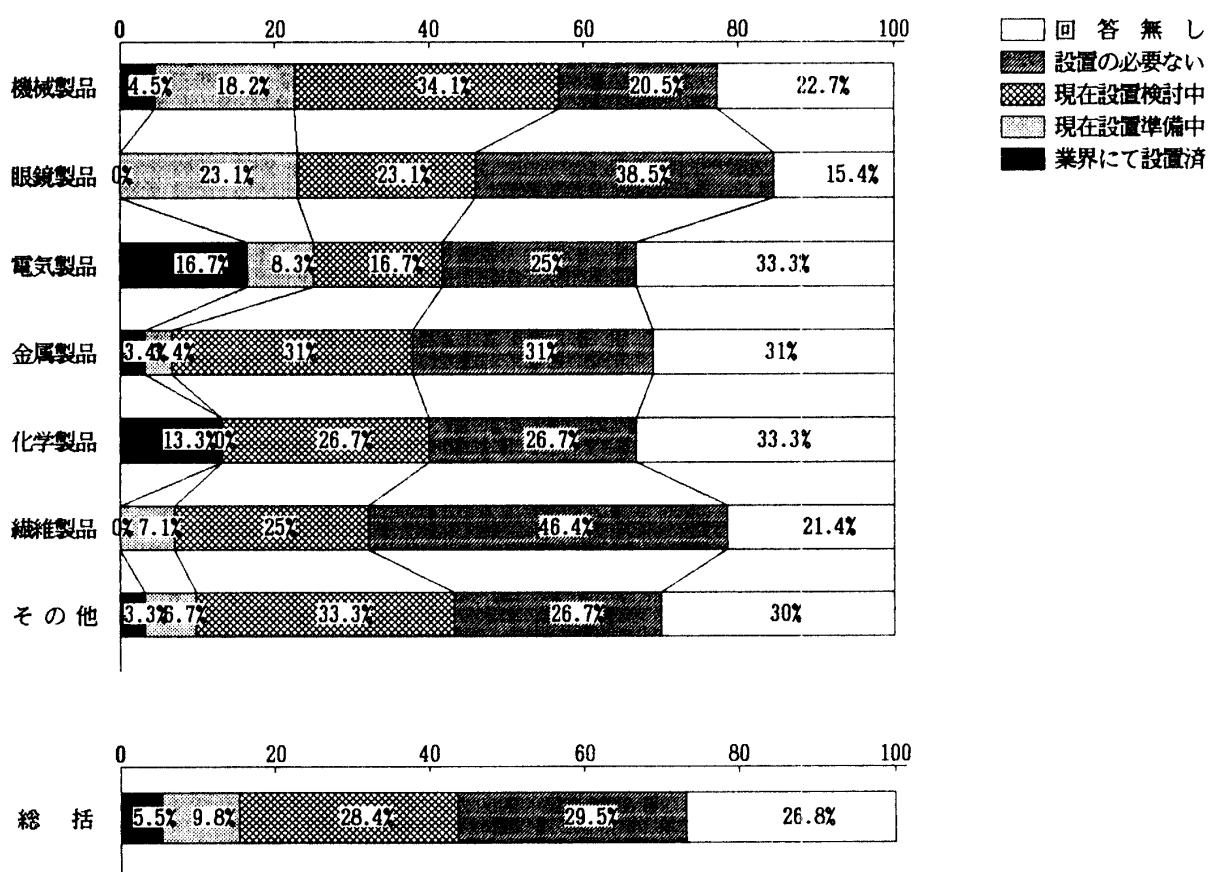
## 6. PL法対策としてのPLセンターの設置

総合的には、既に設置済みと、設置準備中の企業を会わせた比率は、15.3%と非常に低い現状であり、設置検討中の企業を会わせても43.7%と半数には満たない。しかも設置の必要性はないとの企業が29.5%と比較的高い数値を示している。すなわち、PLセンターの設置は、まだ今後の課題としての域を出でていない。

また、業種ごとの特徴を見れば以下のとおりである。

- 1) 電気製品製造業においては、既に設置済みの企業が16.7%と他の業種に比べて高く、また、設置準備中を加えると25.0%と同じく高い。しかし、絶対値としてはまだ低く今後の課題となっている。
- 2) 逆に、PLセンターの設置について具体化比率の低いのは繊維製品製造業と金属製品製造業であり、準備中の企業を含めての回答比率は、それぞれ7.1%、6.8%と非常に低い。

図8. PL法対策としてのPLセンターの設置

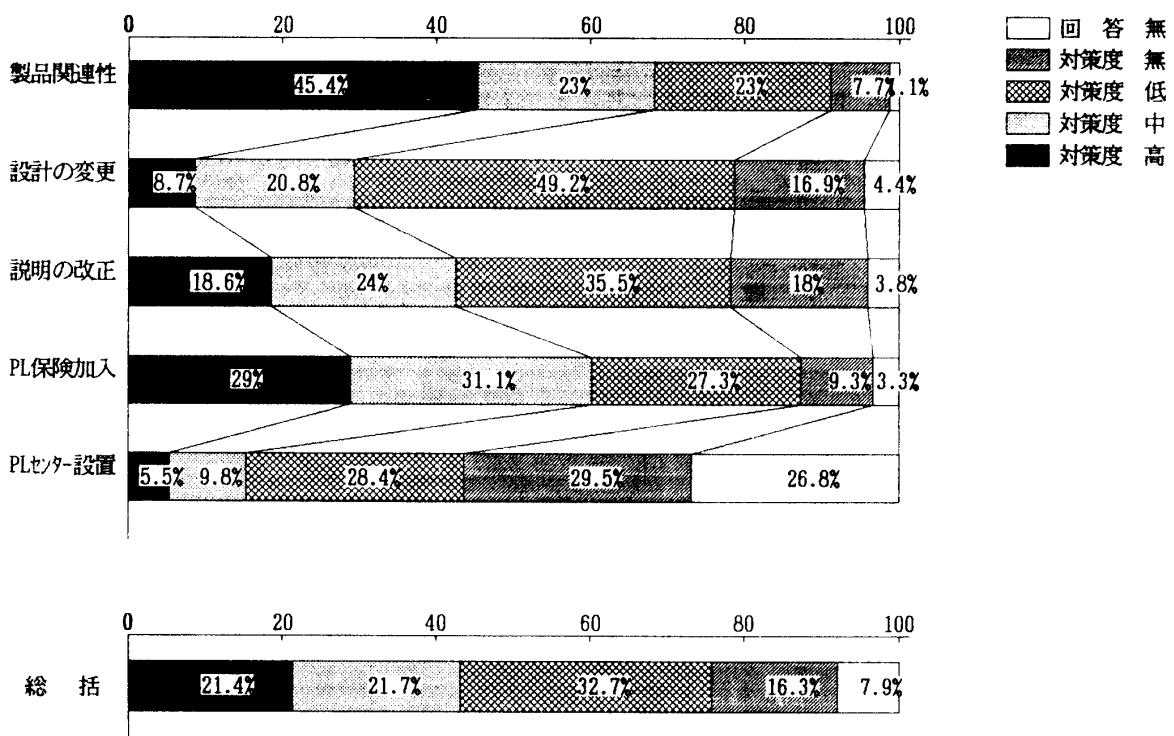


## 7. PL法に対する設問項目別回答状況の総括

以上の調査結果より、PL法の施行に伴う対策実施状況を業種を総合して考察すると以下のようないくつかがうかがえる。

- 1)自社製品について関連性があるとの認識度は比較的に高く、全業種総合した回答は68.4%を示している。
- 2)製品の設計面について、変更等の具体的対策を実施した企業はまだ少なく、部分的変更を含めた回答は全業種総合して29.5%にとどまっている。
- 3)製品の説明書等について、表示警告の改正等の具体的対策を実施した企業は約半数であり、全業種総合した回答は42.6%とにとどまっている。
- 4)損害低減対策としてのPL保険への関心は高く、加入状況は検討中を含め全業種総合した回答は60.1%と半数以上にのぼっている。
- 5)消費者との相談窓口としての業界におけるPLセンターの設置はまだ軌道に乗っておらず、準備中を含めて全業種総合した回答は15.3%と非常に低い。

図9. PL法に対する認識および対策実施度

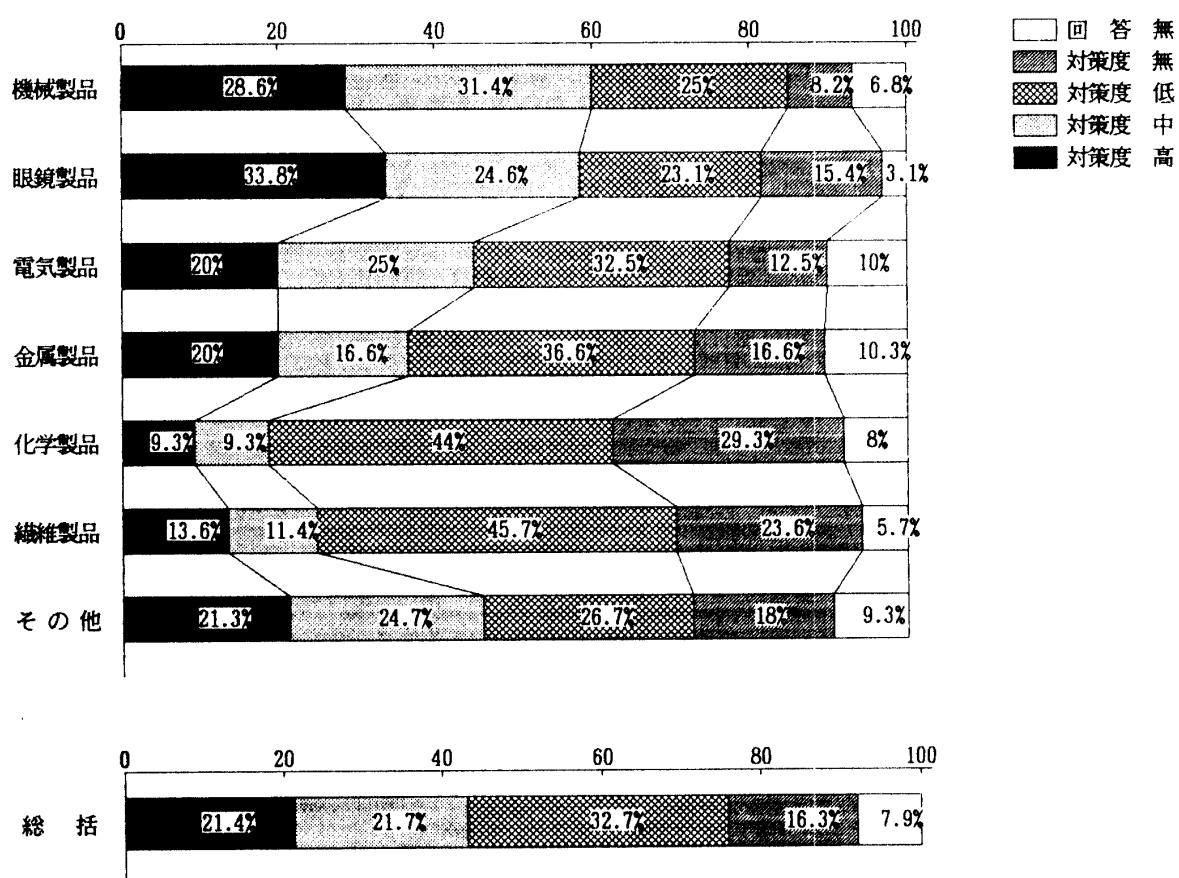


### 8. PL法に対する業種別回答状況の総括

以上の調査結果より、PL法の施行に伴う対策実施状況を設問を総合して考察すると以下のようないくつかの傾向がうかがえる。

- 1)自社製品について関連性の認識は高く、かつ何等かの具体策を講じつつある企業の多いのは機械製品製造業と、眼鏡製品製造業であり、それぞれ60.0%、58.4%の回答を示している。
  - 2)自社製品について関連性の認識は低く、かつ対策についても実施状況の低い企業の多いのは化学製品製造業と、繊維製品製造業であり、それぞれ18.6%、25.0%の回答を示している。
  - 3)各設問について関心度や対策実施状況が比較的低く、中間的な地位にある企業の多い業種は金属製品製造業と、電気製品製造業であり、それぞれ36.6%、45.0%の回答を示している。
- 以上のとおり、自社製品の特性により企業ごとに対策に差が生じるのは言うまでもないが、やはり消費財に関連の深い製品を扱っている業種ほど高い数値を示している。

図10. PL法に対する認識および対策実施度



## まとめ

以上の調査結果を総合的に考察すると、おおむね次のとおりの状況が推定される。

### 1) PL法の自社製品への影響に対する認識について

- a. 全体として調査対象企業の約70%の企業が自社製品との関連性を認めており、影響の大きいことがうかがえる。
- b. 業種別にみると、機械製品製造業と眼鏡製品製造業がともに84%以上であるのに対して、化学製品製造業は約27%と非常に低い。製品の消費財傾向度によるものと思われる。

### 2) PL法の施行に伴う自社製品の設計面における対策について

- a. 全体として設計面における対策を実施している企業は、調査対象企業の約30%にとどまり、自社製品自体についての基本的な不安要因は少ないものと見られる。
- b. 業種別にみると、機械製品製造業と電気製品製造業がともに40%以上であるのに対して、化学製品製造業の対策実施企業は皆無である。製品の加工組立傾向度によるものであろう。

### 3) PL法の施行に伴う自社製品の表示・警告面における対策について

- a. 全体として表示・警告面における対策を実施している企業は、調査対象企業の40%以上にのぼり関心の高いことを示している。
- b. 業種別にみると、機械製品製造業と眼鏡製品製造業がともに60%以上であるのに対して、化学製品製造業と繊維製品製造業はともに20%未満にて、製品特性によるものと思われる。

### 4) PL法対策としてのPL保険への加入状況について

- a. 全体としてPL保険への加入を具体化している企業は、調査対象企業の60%以上にのぼり、関心の高いことを示している。
- b. 業種別にみると、眼鏡製品製造業が100%、機械製品製造業が約80%と非常に高く、逆に化学製品製造業と繊維製品製造業はともに約30%程度である。

### 5) 業界におけるPLセンターの設置状況について

- a. 全体としてPLセンターの設置を具体化している企業は、約15%にとどまり、まだ検討段階にあるものと見られる。
- b. 業種別にみると、機械製品製造業、眼鏡製品製造業、電気製品製造業がともに約20%台であり他の業種に比べてやや高い回答を寄せているが、まだ今後の課題と見られる。

以上のとおり、予想どおり製品自体が消費財か生産財の相違や、生活用品か産業用品かの特性により企業の対応状況に相当の相違があることがうかがえた。今回の調査は調査時点がPL法施行以前であり、また製造工程における対策には触れていない。

今後実態を客観的に観察するためにも、時機を見て再度追跡調査を試みる予定である。

- 以上 -

(平成7年11月28日受領)